

災害時における 人権への配慮について

1

大規模災害によって引き起こされる被害について

< 地震を例にした場合 >

- 家屋の倒壊、火災の発生など
- 多数の死傷者、避難者の発生
- 交通インフラの損傷（道路、鉄道、港湾施設など）
- ライフラインの途絶（停電、断水、通信回線の不通など）

被災者等の心理状態にもたらされる深刻な影響

2

< 動画再生 >

- 南海トラフ巨大地震（2XXX年）の被害想定について



南海トラフ巨大地震編 被害想定 of the overall image
編 (2分28秒)

< 内閣府共通ストリーミングシステム >

https://www.cao.go.jp/lib_012/nankai_04.html

3

南海トラフ巨大地震の被害想定

死者数合計
32万3千人 (最大)

建物 全壊・消失
238万6千棟 (最大)

上水道：3,440万人 (断水・使用不可能)
下水道：3,210万人 (利用困難)
電力：2,710万件 (停電)
都市ガス：180万户 (供給停止)
固定電話：930万回線 (通話不能)
携帯電話：大部分 (輻輳により通話困難)

道路：4万ヶ所 (損傷、沈下等)
鉄道：1万9千ヶ所 (路線変状、路盤陥没等)
空港：中部、関西、高知、大分、宮崎
(津波により浸水)
帰宅困難：660万人 (京阪都市圏)
400万人 (中京都市圏)

避難者：950万人 (1週間、最大)
食料不足：3,200万食 (発災後3日間合計)
飲料水不足：4,800万L (発災後3日間合計)
医療逼迫：入院15万人 (対応困難患者数)
外来14万人 (対応困難患者数)

4

平常時には想定しえないような 重大な人権侵害が震災時に発生

<これまでの震災の教訓から学ぶ>

- 阪神・淡路大震災（1995年）
- 東日本大震災（2011年）
- 熊本地震（2016年）
- 能登半島地震（2024年）

5

阪神・淡路大震災（1995年）

後回しになる人権尊重



届け出られず、デマとされた性暴力被害

（NHK みんなでプラス 性暴力を考える Vol159 2020/2/28）

密集避けられず、感染症による関連死多数

（神戸新聞NEXT 2020/4/23）

6

東日本大震災（2011年）

「絆」という言葉の陰で



女性の視点に欠けた避難所運営

（内閣府男女共同参画局「共同参画」2011年9月号）

「放射能がうつる」と、いわれなき悪口

（産経デジタル 2017/2/7）

7

熊本地震（2016年）

災害発生に伴う混乱の中で...



性的少数者への配慮進まない避難所

（西日本新聞me 2021/7/14）

合理的配慮に欠けた画一的な“平等”

（熊本日日新聞電子版 2018/4/13）

8

能登半島地震（2024年）

繰り返される人権侵害



善意があだに、避難車中でわいせつ疑い

（東京新聞 Tokyo Web 2024/1/20）

性被害や性暴力の危険

避難所の女性や子供に注意呼びかけ

（読賣新聞オンライン 2024/1/2）

SNSへの虚偽投稿で災害救助の混乱招く

（北國新聞デジタル 2024/1/2）

9

災害時における人権侵害の例

< 実際に発生した事案 >

- 避難所の開設や運営にかかるもの（性犯罪などの発生）
- 性的マイノリティへの配慮に欠けた対応
- 原子力発電所の事故に起因する差別や偏見
- SNSへの悪意のある投稿（デマの拡散など）
- その他

10

災害時を想定したマニュアル等の例

- 市民防災マニュアル
- 自主防災活動ガイドライン
- 避難所開設・運営ガイドライン
- 避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）
- その他

11

災害時において人権を守るため 「市民に知ってもらいたいこと」

<テーマ>

今後、本市として、市民への啓発を行うにあたって、
どのような観点に留意すべきか。

- （例）
- ・社会情勢の変化にともない顕在化してきたこと
 - ・これまで見過ごされてきた人権課題
 - ・発災直後、一次避難から二次避難、そして生活再建時期の各段階で生じうる人権課題など

12